

福岡医療短期大学内部質保証の方針

福岡医療短期大学（以下「本学」という。）の建学の精神および教育の理念に基づき、口腔保健学に関する教育・研究等の充実と発展を図るため、学則第4条を踏まえ、次のとおり内部質保証の方針を定める。

1. 目的

本学は、教育・研究等を含む諸活動全般において、恒常的に自己点検・評価を実施する。その成果を改善・改革に繋げる自律的な仕組みとして組織的に整備し、それを有効に機能させることによって、本学の教育・研究等の水準を維持・向上させる。また、その自己点検・評価や改善・改革に係る情報を積極的に公開することによって、社会に対する説明責任を果たす。以上を内部質保証の目的とする。

2. 組織体制

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、自己点検・評価委員会を設置し、学長を委員長とする。委員会は、内部質保証の方針や内部質保証システムを整備し、自己点検・評価実施計画及び到達目標を策定するとともに、全学的な自己点検・評価を行い、その結果に基づく改善・改革を実行する。自己点検・評価活動においては、委員会の下に作業部会を設置し、全教職員が参画する。

3. 自己点検・評価

自己点検・評価委員会のもと、定期的に、教育・研究等の諸活動について自己点検・評価を行う。自己点検・評価結果に基づき、次年度以降の教育・研究等の内部質保証システムの改善・向上に努める。

4. 第三者評価

点検・評価活動の適切性、妥当性について（財）大学・短期大学基準協会等の第三者による検証を行い、その結果を踏まえて教育・研究等の内部質保証システムの改善・向上に努める。

また、第三者からの指摘事項や勧告については、自己点検・評価委員会を中心に、改善策を検討し、適切かつ速やかに対処する。

5. 情報公開

本学の建学の精神及び教育の理念に示す教育目標が社会から広く認知、理解されるように積極的に情報を公開する。

社会に開かれ地域に根ざした大学として、教育・研究等における自己点検・評価結果を学外に向けて公開し、積極的に説明責任を果たす。

6. 運用等

(1) 本学の内部質保証は、本方針を基軸とし、柔軟に推進する。

(2) 本方針は、定期的に検証・改善を図る。

以 上